

次に交付者の研究主題、職、氏名を列記する。  
(順序不同)

- ・「明治初期洋風建築の東北への伝播について」  
郡山工業高校教諭、草野和夫氏
  - ・「福島県誌類誌（特に石灰岩上層）について」  
松川産業高校教諭、樋口利雄氏
  - ・「白河市南湖の湿原発達過程および陸化傾向について」  
白河中央学校教頭 荒井覚広氏
  - ・「南会津郡荒海山付近の地質について」  
会津若松一中教諭 高橋紀信氏
  - ・「福島県の古墳文化について」  
郡山第五中学校教諭 成田克俊氏
  - ・「白河市近郊農村における村落社会の構造」  
白河高校教諭 片岡義和氏
  - ・「知的発達に関する諸要因の分析」  
富岡第一中学校教諭 小泉泰次氏
  - ・「文章題を中心とした算数の困難点とその指導法」  
会津若松市立鶴城小学校教諭 二瓶義喜氏
  - ・「理科実験器具の考案製作」  
川俣町立福田中学校長 内藤順氏
  - ・「高校におけるセミ、ミクロの化学実験」  
保原高校 教諭 石井善十氏
- 交付金額は一件につき1万円均等とし、総額10万円である。

### 第3節 教育課程

#### 1 小学校

- (1) 新学習指導要領の全面实施  
昭和37年度は、新学習指導要領に基づき、いわゆる新教育課程が、全面的に実施にうつされた意義深い年度であった。次に、これまでの経過の概要を記してみよう。
- 昭和33, 8, 28 学校教育法施行規則の一部を改正する省令(文部省令第25号)が公布され、「学習指導要領」の法的基準性が明確になった。
  - 昭和33, 10, 1 小学校学習指導要領が告示(文部省告示第80号)され、道徳については即日施行、道徳以外については昭和36年度から施行される旨が明示された。
  - 昭和34, 2, 6 文部省から、「小学校の教育課程に関する移行措置について」、各都道府県教育委員会等あて通達された。
  - 昭和34, 3, 20 県教委から、「小学校の教育課程の移行措置について」、各市町村教委あて通達し、同時に「小学校の教育課程に関する移行措置資料」(A5版73ページ)を、各市町村教育委員会、各小中学校あて配布した。
  - 昭和36, 1 県教委においては、「小学校教育課程編成上の留意事項」ならびに「小学校各教科設備基準」を作成し、各市町村教育委員会、各小中学校あて配布し、趣旨の徹底に努めた。
- ※「小学校教育課程編成上の留意事項」のうち、「1 一般的事項」を次に掲げる。

1 各学校において編成する教育課程には、各年度ごとに次の内容を含むようにすること。

- (1) 教育課程編成の方針
- (2) 各教科、道徳、特別教育活動、学校行事等の授業時数(一覧)
  - ① 各教科、道徳

学年	区分	各教科									計
		国語	社会	算数	理科	音楽	図画 工作	家庭	体育	道徳	
第1学年		時	時	時	時	時	時	時	時	時	
第2学年											

② 特別教育活動

学年	区分	A	B	計	C
		学級会活動	クラブ活動	(A+B)	児童会活動
第1学年		時	時	時	時
第2学年					